

教育施設の名称について答申書提出

■教育施設の名称に関する協議会■

教育施設の名称について審議して「教育施設の名称に関する協議会」(清水勝三会長ほか21名)は、3月27日教育委員会へ次のような要旨の答申を行いました。教育委員会はこの答申を受け、尊重することを決定しています。

【答申要旨】

○はじめに 教育施設の名称を変更すべき必要が生じた場合は、その経過と結果について、関係者はその施設の本来の機能を確保し、使命を全うするよう努力しなければならぬ。

○公民館の名称について 自治振興の場としても活用されており、その名称が地域名を冠していることなどから、現行どおりとする。

○小学校の名称について 設置順序により序数詞を冠しているが、定着度などから、現行どおりとする。

○中学校の名称について 「京都府乙訓中学校事務組合」の解散に伴い向日市立中学校として新たに発給したことから、現行どおりとする。

○おわりに いかなる名称を冠しよう、それを名譽ある伝統にするには、その施設を支える人々の努力に待たなければならぬ。本協議会は、その努力を期待するものである。

(表I) 個人住民税控除額

項目	改正	改正前
基礎控除額	26万円	22万円
配偶者控除額		
一 般	26万円	22万円
老 人	27万円	23万円
同居特障	30万円	25万円
扶養控除額		
一 般	26万円	22万円
老 人	27万円	23万円
同居老親	31万円	26万円
同居特障	30万円	25万円
障害者控除額		
通常の障害者	24万円	21万円
特別障害者	26万円	23万円
老年者・寡婦・寡夫・勤労学生控除額	24万円	21万円

ことしの地方税法の一部改正により住民税は次のとおり変わりました。

個人住民税

(1) 個人の住民税の控除額は左表のとおりです。

(2) 昭和59年度の個人住民税の所得割については、所得金額が、29万円(現行27万円)に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、9万円を加えた

(3) 金額以下である方については非課税となります。個人住民税の均等割については、前年の所得金額が、28万円(現行25万円)にその方の控除対象配偶者および扶養親族の数を1を加えた数を乗じて得た金額以下である方に対しては均等割はかかりません。

(4) 障害者、未成年者、老年者または寡婦の方で、前年中の合計所得金額が100万円以下の方については住民税は非課税となります。

地方税法が一部改正

(表II) 軽自動車税額

車種別	改正年税額	旧年税額			
原動機付自転車	1種 (50cc以下)	1,000円	700円		
	2種乙 (51cc~90cc以下)	1,200円	1,100円		
	2種甲 (91cc~125cc以下)	1,600円	1,450円		
小型特殊自動車	農耕作業及び刈取脱穀作業用自動車	1,600円	1,450円		
	その他のもの	4,700円	4,300円		
軽自動車	二輪のもの (126cc~250cc以下)		2,400円	2,200円	
	三輪のもの		3,100円	2,850円	
	四輪以上	乗 用	営業用	5,500円	5,200円
		自家用	7,200円	6,500円	
貨物用	営業用	3,000円	2,900円		
	自家用	4,000円	3,650円		
二輪の小型自動車		4,000円	3,650円		

軽自動車税の税額は表Iのとおり改正されました。

法人市民税

(1) 法人市民税の均等割の税額は表IIのとおり変わりました。

(2) 法人市民税の法人税割の制度が廃止されました。

(表III) 法人市民税均等割税額

行 額	現 年	改 正 案	従業者数
資本等の金額が50億円を超える法人	1,500,000	3,600,000	50人超
	270,000	480,000	50人以下
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人	1,000,000	2,100,000	50人超
	270,000	480,000	50人以下
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	270,000	480,000	50人超
	100,000	180,000	50人以下
資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人	100,000	180,000	50人超
	80,000	144,000	50人以下
資本等の金額が1,000万円以下の法人等	80,000	144,000	50人超
	27,000	48,000	50人以下

*なお、上記改正は昭和59年4月1日以降に終了する事業年度分から適用

消費者の声を行政に反映

消費生活モニター決まる

今年新たに決まった消費生活モニターは15名で、全員が主婦です。昨年度から引き続きの方は7名で、新任は8名となっています。消費生活モニターは、消費生活問題について意見や要望を出したり、物価調査や工場施設見学、自主学習や消費生活展の開催など、多方面にわたって行政と消費者とのパイプ役として活動していくものです。

◆消費生活モニターの方は次のとおりです。(敬称略)

木本ヒロ子、濱谷外満子、小西聡子、西崎信子、岡村芳子、土肥久美子、橋本須磨子、大津美千代、中山幹谷口佳子、真岡豊子、西射恭子、伊藤美子、高橋泰子、辻房子

子宮がん検診を受けましょう

子宮がんは、検診で発見しやすく、早期に発見すればほぼ百パーセント直る病気です。検診の受診状況をみると、高齢者の受診者が少なく、その反面、がんの発見率は高くなっています。本市では、一人でも多くの方に受診してもらおうと、また今後続けて受診してもらえる契機となるよう、50歳、55歳、60歳、65歳の婦人の方に受診票を送付しています。受診票を受け取られた方は、5月1日~31日までの期間内に受診してください。

なお、30歳以上の上記以外の方は、6月1日から申込み受付をします。詳しくは、6月1日の「向日市広報」をご覧ください。

健康管理課(内線338)

乳がん検診申込受付は5月1日

乳がんは「しこり」にならないうちに、大発見しやすくなります。乳がん検診を次のとおり実施します。

◆対象 30歳以上の婦人

◆申込受付日時 5月1日

子供にとって母親とは



五月五日は「こどもの日」。そして、第二日曜日の十三日は「母の日」です。

母親と子ども—家庭の中でいちばん接する時間の多い関係です。母親は子どもに対し、どのような接し方をし、子どもはどんな母親を望んでいるのでしょうか。

子どもの幸せは明るい家庭から—「こどもの日」「母の日」にちなんで、母と子のきずなにスポットをあててみましょう。

今年新たに決まった消費生活モニターは15名で、全員が主婦です。昨年度から引き続きの方は7名で、新任は8名となっています。消費生活モニターは、消費生活問題について意見や要望を出したり、物価調査や工場施設見学、自主学習や消費生活展の開催など、多方面にわたって行政と消費者とのパイプ役として活動していくものです。

◆消費生活モニターの方は次のとおりです。(敬称略)

木本ヒロ子、濱谷外満子、小西聡子、西崎信子、岡村芳子、土肥久美子、橋本須磨子、大津美千代、中山幹谷口佳子、真岡豊子、西射恭子、伊藤美子、高橋泰子、辻房子

時とともに変わる 母親の立場

家庭内暴力や非行が、依然として増えている昨今、「母親としてどうあるべきでしょうか」と問われることが多いです。母親は子どもに対し、どのような接し方をし、子どもはどんな母親を望んでいるのでしょうか。

小野清子氏(青少年問題審議会委員)

親として無力であることを感じさせられています。わたしの経験からいいますと、長男や長女を育てた時代は、いわゆる「教育ママ」が主流をなしていたころでした。ところがいまは「教育ママ」もすっかり影をひそめ、新たな時代を迎えているように思います。

時代の流れと共に、母親の立場やあり方は少しずつ変わらざるを得ません。その流れにうまく対処していくのが、母親のいちばん大切な役目なのかもしれません。

何事も子供と真剣にとりくむ

ところが、いまは核家族で、そのうえ共働きの家庭がかなりあります。いつも両親が不在がちでは、親子接合の機会が不足していることはいくらでもありません。

そういうのが家も共働き家庭です。そこで、わたしができるだけ子どもたちと接合をするために、自分にひとつの課題を設定したいと思います。

つくりました。そういふと、ずいぶん大きに聞こえますが、実は簡単なことで、母親として、これだけは子どもと一緒にやらなければならないのです。そのひとつは、子どもたちと一緒に風呂へ入ること。小学三年生ごろまでは、これを実行しました。

もうひとつは、一緒に寝ながら絵本を読むことです。そして、ときにはお話を作って聞かせます。動物を主人公にした話、その日のできごとを題材にした話、物語を作っていくのです。これは子どもたちの創造力も養うことができ、とても効果があったと自負しています。

また、ときには子どもたちと真剣に話をとるのもいいのではないのでしょうか。とくに、母親がたとえ十分でも二十分でも、一緒に遊んでみると遊ぶことが、めんどうくさかっている、心の通じ合っていない、何事も子どもと真剣に取り組んでいない、そこから、母と子の信頼の輪が広がっていくのだと思います。

向日市の職員給与について

向日市の職員給与については、市報向日市第325号においその状況を公表しましたが、その一部について補足説明します。

○給料は、職員の「正規の勤務時間」による勤務に対する報酬で、本給のことをいいます。これに対して、給与はこれに調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当を含んだものです。

○市職員全員に、現在一律支給されている手当としては調整手当がありますが、支給率としては、一般職員にあっては(本給+扶養手当)の8%で、市長、助役等の特別職には、本給の8%が支給されています。